

特別試験研究費税額控除制度のよくあるご質問事項

令和3年6月

経済産業省 技術振興・大学連携推進課

※特別試験研究費税額控除制度を適用するにあたっては、手続の詳細を記載したガイドラインもご
ざいますので、併せて参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/r2guideline.pdf

【特別試験研究費税額控除制度（以下、OI型）を利用するにあたって】

1. OI型を利用するにあたって必要な手続きを教えてください

<答>

共同研究又は委託研究を行う相手先が国の定める特別研究機関等かそれ以外かで、必要な手続きが異なります。

（1）特別研究機関等の場合

- ・共同研究又は委託研究の契約書に必要な事項を記載すること
- ・共同研究又は委託研究を行う相手先から、特別試験研究費の額に関する認定を受けること
- ・税額申告にあたって、確定申告書等に認定書の写しを添付すること

（2）特別研究機関等以外の場合

- ・共同研究又は委託研究の契約書に必要な事項を記載すること
- ・専門家から、特別試験研究費の額に関する監査を受けること
- ・共同研究又は委託研究を行う相手先から、特別試験研究費の額に関する確認を受けること
- ・税額申告にあたって、確定申告書等に監査報告書及び確認報告書の写しを添付すること

2. OI型を利用するにあたって、経済産業省に提出する書類はありますか

<答>

経済産業省に提出する書類はございません。

【OI型の契約にあたって】

3. 契約書に記載すべき事項を教えてください

<答>

- (1) 契約を締結する相手先がどこか
- (2) 共同研究か委託研究か

により、契約書に記載する必要のある事項は異なります。特別試験研究費税額控除制度ガイドラインの目次「Ⅱ. 個別の制度」より、どの類型に該当するかを確認した上で、それぞれのページを参照ください。

4. 契約書に記載する際に、記載例はありますか

<答>

特別試験研究費税額控除制度ガイドラインの p.48～p.56 を参照ください。

【認定について】

5. 認定を受けるために必要な手続きを教えてください

<答>

認定申請書を特別研究機関等に提出する必要があります。

認定申請書の様式につきましては、以下の HP より取得してください。

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/shinseiyoushiki.html

なお、「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、行政手続における押印の見直し等を行うこととされており、特別試験研究費税額控除制度ガイドラインにおける「認定申請書参考様式」について、押印の見直しを行い、押印を削除いたしました。これにより、記名のみで手続きが完了することとなります（なお、これまでと同様に、押印することも妨げません）

【監査について】

6. 監査を行う「専門家」とはどのような方でしょうか

<答>

- ・公認会計士若しくは監査法人
- ・税理士若しくは税理士法人
- ・監査役、監査委員若しくは監査等委員

が該当します。詳細は、特別試験研究費税額控除制度ガイドライン p.17 を参照ください。

7. 監査報告書の様式の入手方法を教えてください

<答>

監査報告書の様式につきましては、以下の HP より取得してください。

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/shinseiyoushiki.html

なお、「規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）」に基づき、行政手続における押印の見直し等を行うこととされており、特別試験研究費税額控除制度ガイドラインにおける「監査報告書参考様式」について、押印の見直しを行い、押印を削除いたしました。これにより、記名のみで手続きが完了することとなります（なお、これまでと同様に、押印することも妨げません）

【確認について】

8. 確認報告書の様式の入手方法を教えてください

<答>

確認報告書の様式につきましては、以下の HP より取得してください。

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/shinseiyoushiki.html

なお、「規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）」に基づき、行政手続における押印の見直し等を行うこととされており、特別試験研究費税額控除制度ガイドラインにおける「確認報告書参考様式」について、押印の見直しを行い、押印を削除いたしました。これにより、記名のみで手続きが完了することとなります（なお、これまでと同様に、押印することも妨げません）

【税務申告について】

9. 申告の際に必要な事項は何でしょうか

<答>

税務申告にあたって、認定申請書の写し、又は、監査報告書及び確認報告書の写しを税務申告書に添付する必要があります。

10. 税務申告書上、特別試験研究費税額控除はどこに記載するのでしょうか

<答>

別表 6 (11)に記載する必要があります。